# 野党SPDと与党内少数者の国防政策

――一九六八年まで――

若

はじめに

自らの反対意見の限界を客観視する度量が備わっているか否かを、本稿は究明したいと思う。そのための一例として する少数反対意見が無謬なものであると誤信することなく、自己の見解の絶対化を排除して、中立的な第三者の眼で か。少数反対意見の自己抑制的な節度をどの程度、反対者および反対党が自覚しているか。換言すれば、自分が表明 クラシーの下で、国防政策上どれだけ反対の自由が存在し、また反対者はいかなる限界を認めた上で反論を加えりる 党と議会における野党(以下「議会野党」と略す)の間で平和的な政権交代が行われるためには、国防政策上のミニ 九六八年までの西ドイツを研究対象とする。 ム・コンセンサスは不可欠であろう。少数反対意見の自由が認められ、反対党(野党)が公認される自由主義デモ 般に国家の安全保障政策については、与野党の間で最低限度の一致が認められることが必要である。特に政府与

新

松

## 1) 西ドイツ再軍備をめぐる与党内の少数反対意見

#### a.T・ホイスの兵役義務擁護論

項の条文の堅持を支持した。ホイス議員が右翼や極右思想の持ち主ではなく、例えばボンヘーファー (Dietrich Bon-個人の良心の決定に委ねられている。このことを教育する作用をこの条項は含んでいると指摘して現行基本法四条三 ならない)』という災いに満ちた法則が支配していた。 しかし 今や命令を自己にとって効力あるものとするか否かは きない者が、『この困難な時にあたって私の祖国にこの (武器をもってする兵役という) 方法以外の方法で役務を果し 現行基本法四条三項の削除を提議した。これに対してカルロ・シュミット (Carlo Schmid) 議員 (SPD:ヴュルテ 「何人もその良心に反して武器をもってする兵役 (Kriegsdienst mit der Waffe) を強制されてはならない」と定める 略によって決せられる問題ではない」、この義務は「民主政治制度の正当な嫡出子である」と慎しみをもって述べ、 P:ヴュルテンベルク・パーデン州遷出)は、「一般兵役義務(allgemeine Wehrpflicht)」は「その性質上、党利党 たいと思う』と言いうる法的可能性を創り出す」ものであるが故に必要であると反論した。更にF・エーパーハルト ンベルク・ホーエンツォレルン州遷出)は、この条項は「戦時においても他者を殺害することが自らの良心と一致で 議において、 一九四九年に初代連邦大統領に就任し二期一〇年を務めたT・ホイス(Theodor Heuss) 議員(FD (Fritz Eberhard)議員(SPD:ヴュルテンベルク・バーデン州遷出)は、従来は『命令は命令だ(から従わねば 「ボン基本法を制定した議会的審議会 (Parlamentarischer Rat)」の一九四九年一月一八日の主委員会第四三回会

結局ホイス議員の提案は一五対二で否決されたが、西ドイツ建国時のこのホイス議員の言葉は今日まで意義を失って(5) いない。西ドイツでは一九五大年七月以来、今日の統一ドイツに至るまで一般兵役義務制度が敷かれている。もし彼 hoeffer)牧師(一九四五年獄死)を支援したように、むしろ 反ナチス抵抗にくみしていたことは周知の事実である。

のこの発言がなかったならば、歴史は違った方向に進む少しばかりの可能性を提供したかもしれない。 九四九年五月二三日に公布されたボン基本法は国防制度そのものには言及していなかった。したがって「憲法は

たのである。 ら七月二日に開催されたSPDニュルンベルク党大会で表明された、後の野党SPDの見解が形式の上では採用され 議会が政治的責任を免れることを容認する緊急権の規定を定めてはならない」と主張する、一九四七年六月二九日か

b.朝鮮戦争の勃発とE・ゲルステンマイヤーの危惧

になった。 一九五〇年八月八日 に、 当時英国 の 野党保守党党首 であり 影の内閣の首相 であった W・チャーチル (Winston

しかし、基本法が制定されてから一年余りを経た一九五〇年六月二五日に朝鮮戦争が勃発して事情は一変すること

Churchiil)は、カルロ・シュミット連邦議会副議長(一九四九―六六年、一九六九―七二年在職)、当時連邦議会外務

CDU)らと食事を共にして、自由を守るために再軍備を進めるように決断を促した。この要請に対して与党CDU 内鳩派と目されるゲルステンマイヤーは、数日後「ドイツ国民の過半数は再軍備を拒否するものである」という個人 委員会委員長で後に連邦議会議長(一九五四-六九年在職)となるE・ゲルステンマイヤー(Eugen Gerstenmaier:

的見解を言明した。 なぜなら「ドイツ国民の多数、 とりわけ 年少者は戦争を心の底から忌み嫌っていた」 からであ

ての者と同じ責務を、西ドイツは果すべく要請されているという事実を否定しなかったのである。(?) る。しかしゲルステンマイヤーは、このような国民感情にもかかわらず自由と正義のために欧州の防衛に携わるすべ

他方野党SPDは、チャーチルがドイツの欧州統一軍への参加を一九五〇年八月一一日に欧州会議(Europarat)

で正式に促すにおよんで、「欧州に超国家的国家(supranationaler europäischer Staat)」が創設されるに先んじて

欧州統一軍を組織することに異論を唱えた。その理由として、SPD内反共主義者・右派のカルロ・シュミットは以

下の四点を挙げている。

め(緊縮財政)を生ぜしめるが故に、軍事的に効果がないであろう。 一、ドイツ軍の設立は〔他の〕(引用者加筆の場合は〔 〕で示した) 西側〔同盟国〕の軍事経済・財政上の引き締

二、ドイツ部隊の編成はソビエトが軍事的介入を行う口実となりうるであろう。

三、ドイツに隣接する諸国の国民にとって、ドイツの再軍傭は今だに心理的に受け入れ難いであろう。

四、民主的に今だに安定していないドイツ連邦共和国において、国防軍は内政上の危機を惹起するであろう。(8)

K・アーデナウアーの再軍備政策に対するG・W・ハイネマンの抵抗

再軍備に対する拒否反応は首班与党CDUや連立与党FDP内にも散見することができた。

既に西ドイツが建国される以前の一九四八年以来少なくとも自国の(再)武装化の可能性を検討してきたと言われて

いる K・アーデナウアー (Konrad Adenauer) 連邦首相は、一九五〇年一〇月一一日にラジオ放送を通じて演説を(9)

思うのだが――は誠心誠意、

野党SPDと与党内少数者の国防政策 時に課せられているという、一九五〇年九月一二日から一八日に開催された西側占領三箇国のニューヨーク外相会談(3) ることをも知っている。 において生じ、 も増して平和を愛する。 とから生じる煩わしさは、安全保障上の恩義に照らして甘受すべきものとなったと解釈した。最後に彼は以下のよう 戦争の影響の下で増強することを余儀なくされた軍隊は、 もはや 占領軍 ではなくして 安全保障上必要不可欠な軍隊 の声明文を引用して、この声明を支持することの重要性を強制した。 三箇国〔軍〕は単なる占領駐留軍ではなくして、ドイツ連邦共和国とペルリン西側地区の防衛を確保する任務をも同 を指す〕の責任者が我々に向けて発した威嚇の言葉であった」。 アーデナウアー はかような危機に直面して西側占領 ツ〕でのソ連軍の増強であり、東側占領地区〔ドイツ〕での人民警察軍の創設であり、ソ連占領地区共和国〔DDR 人にとって十分には決して明らかになっていない」と開口一番に言明した。アーデナウアーによれば既に「我々ドイ な見解を表明して、再軍備が必要な状況にあることを指摘し国民の蓍起を促した。すなわち「我々ドイツ人は何物に ツ人、鉄のカーテンのこなたとかなたにいる我々ドイツ人全体にとって、その最初の危険信号は東側占領地区にドイ (Sicherheitstruppen) になったという認識を明らかにした。 したがってアーデナウアーは外国軍が駐留しているこ 、ら縁属が何であるかを知っている。 朝鮮をめぐって生じている〔朝鮮戦争という〕出来事によって〔もなお〕、〔未だに〕ドイツ人一人一 我々はナチ時代の経験と我々の兄弟姉妹にソ連占領地区〔ドイツ〕で降り懸かっている災い しかし我々は隷属するということが何を意味するかをも知っており、自由が最高の財産であ 我々ドイツ人――鉄のカーテンの向こう側のドイツ人をも含めて私は言おうと この結果、 西側同盟国が ドイツに配備し朝鮮

この場でアーデナウアーは

「世界を包括する両権力ブロック間で近年発展してきた危険な緊張関係は、

自由を表明する陣営にくみしており、我々は決して蘇属状態には陥りたくないと思って

反共主義者として知られ、元々連邦議会議員でなかったにもかかわらずアーデナウアーのたっての希望によって連邦 安全保障問題におけるアーデナウアーとの見解の相違の故に連邦内相の職を辞した。ハイネマンは従来から徹底した(12) ゲーテの言葉は、すべての人にとって当てはまるものであり我々〔ドイツ人〕にも当てはまるのである」と。(=1) この演説が行われる直前の一九五○年一○月九日に連邦内相G・W・ハイネマン (Gustav W. Heinemann) は、

いる。『生命を手に入れるように自由を手に入れたいと思う者のみが、日々自由を必ずや獲得するのである』という

内相に抜擢されたという経緯のある政治家であった。それ故にアーデナウアーにしてみれば飼犬に手を噛まれた心境

であったと推察される。

四章三一節以下の教えに基づいて、国内において『東部旧領土からの追放・逃亡者、傷寒軍人、住むべき家のない人 安・国防政策の必要性を認めた。しかし、一九五〇年現在の現状の下では「国内的革命謀職に対する治安維持につい 々、社会保険年金受給者、若年者などの我が国の国民一人一人に対して、日々当然必要な食糧を与えることもままな る見込みがない場合には戦争に巻き込まれるべきではない」という単純な主旨の『新約聖書』の「ルカ伝福音書」一 人〕の管轄権の外にあり占領国の領分である」と主張して譲らなかった。ハイネマンの意図は、「ドイツ軍を創設す て我々〔ドイツ人〕は自ら斟酌しなければならない」のに対して、「国外からの攻撃に対する安全保障は我々〔ドイツ 安を維持し、 また国外からの攻撃に対する安全保障のために 備えをなすことは あらゆる国民の関心事である」と 治 ウアーのラジオ演説の二日後のことである。この覚え書きの冒頭でハイネマンは「国内における革命謀談に対して治 一九五〇年一〇月一三日にハイネマン前連邦内相はドイツの安全保障政策に関する覚え書きを表明した。アーデナ 我々が社会を形成するにあたっての可能性に対する重い負担を意味し」、また「戦争という重荷に耐えう

る国防任務占領軍全面依存論であった。 らない」現状の下で、 国防の任務を負担するならばかかる状態を悪化せしめるであろうという、 経済的理由を主とす

民の中に醸し出される真があるか想像に絶するのではないがという憂慮の念に基づく、アーデナウアーの再軍備一辺 足に達成できない以上、むしろ徹底して和畿を追求した方が得策ではないかという、一つの政策上の代替案を提示し を持っていると指摘した訳ではなく、「我々は自己を防衛することができなければならない」という単純な命題が満 できないならば、 の粗暴さを甘受した苦々しい体験の記憶が今だに生々しく残っているロシアにおいて、いかなる対独感情がロシア国 たのである。その背景には、ドイツの再軍備がフランスで著しい不信感を生ぜしめたとするならば、ましてヒトラー 「自分の力にあまる敵方」に対する対処法を教えている。ハイネマンはこの時ソ**連陣営が西側陣営**の二倍の兵力 国の王が他国と敵対関係に陥り戦闘を交える蓋然性が高い時に、味方に一万人の兵力があり二万人の敵方に対抗 戦端が開かれるよりも かなり前に敵方に対して 和議を申し出よという 新約聖書のこの箇所の兵法

もとよりハイネマンの理論には現実性が少なからず欠けていると批判される余地があるかもしれない。しかし本稿

側の考えとは距離を置いた別の観点が存在していたのである。

が敢えてハイネマンの論理を詳述しているのは、再軍備をするにしても(ソ連の軍備増強の事実と差し迫ったソ連赤 軍の侵略の意図を想定せざるをえないという危惧の故に)、 やむをえず 他にとる道がないという状況に追い込まれた

ことを明示するために、そこに至る過程において紆余曲折を経ていることを示す必要性を認めたからである。もしハ

イネマンら反対者が一人も存在せずに、全員一致で再軍備政策に直ちに邁進したとするならば、ドイツ人はかくも好

戦的な民族であったのかという汚点を歴史に残すことになったかもしれないと思う。

民に先んじて)軍備増強に手を染めるならば、自国を自らの手で戦場とすることを正当化することになりかねないと りうるという危険性を否定することはできなかったけれども、 万一、 我々〔西〕ドイツ国民自らが(〔東〕ドイツ国 られるべき選択肢であると強調した。もとよりロシアとその衛星国家群の側から常にドイツが戦場とされることもあ 要な視点であるとして、平和的解決こそが「生存という利害(Lebensinteresse)」にとって極めて重要なぜひとも取 導権を握った解決を勘案することは、現状においては非現実的(irreal)である」と認めた。しかし、「将来において も非現実的であり続けると誰も断言できず」、 未だに「平和的解決の機会そのものが失われた訳ではない」 ことは重

ハイネマンは、なるほど「ドイツという国をめぐって世界の大国が協調〔融和〕を計り、ドイツについて国連が主

差し控えるべきであったかは、歴史の審判を持つほかはない。しかし、西ドイツ国民が一貫してアーデナウアー政権 強によって緊張が増幅されることへの懸念から軍拡競争に加わることを、言わば「自国の安全を犠牲にしてまでも」 のように軍備を増強して明日起きるかもしれない戦争の蓋然性に備えるべきか、あるいはハイネマンのように軍備増 現実に東西の軍事プロックのはざまで戦争が朝鮮半島を舞台として起きたという緊急事態の下で、アーデナウアー

いう憂慮をハイネマンはこの時に言明した。(タ)

を選挙という公の手続きを通じて支持し続けたことは、否定しえない厳然たる事実であった。

者は本来革命家(Revolutionär)であったとしても、戦争遂行者(Krieger)ではないという視点が存在する。 この論 が戦争という手段を取らずに生じると誤って信じている以上、万一このマルクスの説く学説に従うならば、共産主義 なわちハイネマンによれば、共産主義者は資本主義は必然的に遅かれ早かれ危機に陥り自ら崩壊して、共産主義革命 「自国の安全を犠牲にしてまでも」和議をハイネマンが追求していた訳ではないとする主張の余地も存在する。す 年在職)されるに際しても、好ましからぬ連邦大統領候補と目される原因となった。それにもかかわらず、ハイネマ 入党して、連邦法相(一九六六年から一九六九年在職)を経て、第三代連邦大統領に選出(一九六九年から一九七四

ここで繰り広げられたハイネマンとアーデナウアーの激しい対決は、後にハイネマンが一九五七年五月にSPDに

ン自身はアーデナウアーを常に「大人物 (Mordskerl)」 とみなしていたと回顧している。

島と同じくドイツでも起きるかもしれないという、アーデナウアーのラジオ演説中の危機感をより深刻に受け止めた 理を信じうるならば、なるほどハイネマンの考えに同調できるであろう。しかしドイツ人の多数派は、 戦争が朝鮮半

のであった。

していたSPDと比較するならば、結党から五年余りを経たにすぎないCDUの支**券基盤の実態の一端を垣間見る**こ(8) からも明らかである。これらの経緯を、極めて厳しい対ソ路線が明確に連邦レベルの政策上および人事面で既に確定 回CDU連邦党大会で選出される直前であった。したがって元々連邦主義的で州ごとの独立性の強かったCDU党内 形式上CDUの連邦レベルでの党首に、一九五〇年一〇月二〇日から二二日にゴスラー(Goslar)で開催された第一 ー2)に、東西ドイツの融和を強く主張するJ・カイザー(Jacob Kaiser)元ベルリンCDU党首が選出されたこと(ミス) の情勢も、一〇〇光アーデナウアー支持で固まっていた訳ではなかった。このことはCDU連邦副党首(党内ナンバ Richtlinien der Politik)決定権」(基本法六五条一文)に、 反論を加えて辞職願いを届けた時、 イネマン連邦内相(CDU)が、 再軍備政策 を執るという 連邦首相 の 専権事項 である 「一般政治の方針(die アーデナウアーは

抗運動への関与(ハイネマン)ないし 秘密国家警察(Gestapo)による 逮捕・在監(アーデナウアー)という教時中(w) 両雄の間には 反ナチス抵

花を散らしたと言えよう。二人は古き良き時代の政治家であった。 の共通した苦々しい体験という一致点があった。こういった筋金入りの頑固一徹さを持つ者同志が、この時衝突し火

#### d.T・デーラーの懸念

この点を勘案すると、なるほど政策におけるアーデナウアーとデーラーの相違は確かに存在していた。しかしハイネ 六日のアーデナウアー政権の内閣改造によってFDPは内閣を離れ、一九六一年に再び連立政権に加わるまで野党と 外へ離反するには至らなかったのである。とはいえ、デーラーがFDP連邦党首に在任していた一九五六年一〇月一 協作りにデーラーは貢献した。この点でデーラーの再軍備に関する懸念は、アーデナウアーに対して反旗を翻して関 ラーは相対する政党間で対立点を調整し仲介の労を取ることにたけた政治家であった。それ故に民主政治における妥う。 (3) されて一九六〇年まで在任し、また一九六〇年から一九六七年に逝去するまで連邦議会副議長に在職している。デー 軍備に対して著しい懸念を持っていた。しかしデーラーは連立政権内にとどまってアーデナウアーに抵抗した点でハ しての道を歩むことになった。この野党としてのFDPの時期はデーラーのFDP連邦党首在任期とほぼ重複する。 ンパーとして、デーラーは最終的な条文の文言確定作業に従事した。デーラーは一九五四年にFDP連邦党首に選出 おいては、CDU一名、SPD一名、FDP一名計三名で構成され、強力な権限を行使した一般起草編集委員会のメ イネマンの事例とは異なっていた。元来FDP党内で、デーラーは実力者の一人であった。ボン基本法の制定過程に ンのような華々しい反乱劇を演じることはなく、両者の関係は簡素な政策論職に焦点があったと思う。 連立与党FDPの T・デーラー(Thomas Dehler)連邦法相(一九四九年から一九五三年一〇月まで在職)も再

る。いずれにせよデーラーの懸念はドイツ国内の再軍備に対する不安と反作用を示すバロメーターの一つであった。 かった。 外交を本職としない人物に対ソ政策を語らせ、 再軍備問題を 爼上にのぼさしめることの方にこそ 無理があい。 (\*\*) な少数反対意見が存在していたことこそが、西側デモクラシーの適正さを示すものであると筆者は信じている。 アンスは違っていたけれども、アーデナウアーの再軍傭路線に対して連立政権与党の側から異論を唱えた。このよう いる。むしろデーラーは終始一貫して国内政治に長じており、まさしく内政においてデーラーの守備範囲は極めて広 以上のようにゲルステンマイヤー連邦議会外務委員長、ハイネマン連邦内相、デーラー連邦法相は、それぞれニュ デーラーを対外的な外交術にたけた政治家とみなすのは正しくないと F・ヘニング (Friedrich Henning) は見て

## e 。 ドイツ再軍備の父としての朝鮮戦争

強い意向は、当然、SPDの安全保障政策上の立場に著しい後退を及ぼさずにはおかなかった。その結果として、い の父』であったと言うことができる。「ドイツ再草傭(Wiederbewaffnung)という考え」が西側連合国の間で「油の(3) 式をSPDはもはや堅持しえなくなった。 かなる条件の下でも再軍備を拒否し、あらゆる手段を用いても再軍備に抵抗するという、朝鮮戦争勃発以前の行動様 おいて戦禍が拡大するにつれて、ドイツの軍事的潜在能力を西側の防衛のために動員すべしというアメリカ合衆国の しみ」のように拡大しつつあると、朝鮮戦争勃発直後に既にP・ゼテ(Paul Sethe)は配していた。そして、朝鮮に 以上のような少数反対意見の存在にもかかわらず、しかしながら、朝鮮戦争は「ドイツ再軍備(Wiederaufrlistung)

朝鮮戦争勃発後、戦後初代SPD党首 K・シューマッハー(Kurt Schumacher)にとって、一方において ドイツ

#### 図1 朝鮮戦争の経緯



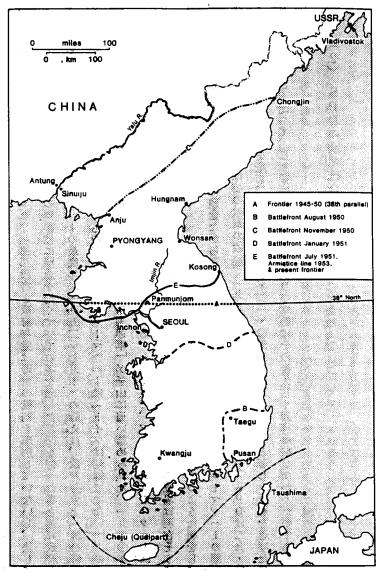
本図はEbeling/Birkenfeld, a.a.O. (Anm. 1-III), S.207による。

える一九五三年六月まで膠着状態にあった。(正式の休戦協定調印は、 争は図1および図2が示す通りに一九五一年四月頃から休戦を事実上辺 下で全ドイツレベルで選挙を行い、中立国家としてドイツはスタートす 鮮戦争を境として政治の表舞台から久しく消えることになるのである。 なくなった。かくしてシューマッハーが至上の目的とした再統一は、(%) 面の矛盾なき同調を期待することは不可能となりつつあった。この戦争 他方においてドイツの再統一を口先で唱えるだけではなく、あらゆる方 るべきであるといり、朝鮮戦争で一応戦禍が終息しつつある――朝鮮戦 ツ政界においては一つのタブーでさえあった。とりわけ、国連の監視の ることを認め、欧州の現状維持ひいてはドイツの分裂を追認せざるをえ 備が進展した結果として、SPDはドイツ再統一の機会が失われつつあ えも画餅とならしめた。その後、西側との統合と一定限度のドイツ再軍 は全ドイツ国家を武装中立国ないし非武装中立国として想定することさ 策を利用しても追求されるべき(死活的)目的であるとする、二つの側 を共産主義世界に抵抗する闘いにおける同権的パートナーとして認め、 シューマッハーの晩年において、ドイツの再統一という夢は、西ドイ

九五三年七月二七日。)なお、

朝鮮戦争休戦交渉は一九五一年六月か





本図はAndrew Boyd, An Atlas of World Affairs, 9th ed., Routledge, 1991, p.173 による。

与党はみなしている」とする、シューマッハーの最晩年(一九五二年七月末)の訴えは、政府与党と「議会野党」た(\*\*) 案は、いささか猪突猛進の観を免れなかった。「連邦政府と政府与党は野党の役割を理解していないし、決して理解 することができたのか、筆者にとっては残念ながら理解に苦しむものである。このようなシューマッハーの態度、む 者層の過誤が例えば中国や朝鮮でなかったとするならば、ソ連・ロシア(Sowjetrußland)の立場は現在そうである 三日に表明していた。しかし、現に戦乱で人々が傷つき倒れている、この時点で、どうしてシューマッハーは「支配 朝鮮戦争で韓国軍とアメリカ合衆国軍を中心とする「いわゆる国連軍」が釜山に追い詰められた、一九五〇年八月二 るSPDの安全保障上の著しい相違に基づくものであった。シューマッハーは「ドイツは朝鮮ではない」との立場を しようともしていない。むしろ連邦政府の無謬性に疑念を抱くすべての者を悪しき意図を持った者と連邦政府と政府 ら米ソ間で始まっていた。――が、未だに休戦を迎えていない一九五二年四月二五日の段階でのシューマッハーの提 ところの立場とは異なっていたであろう」(一九五〇年九月一七日の演説)と述べて、他人事のような顔をして傍観(4) しろ事物に即して(sachlich)言えば彼の政策の故に、一九五三年九月六日の連邦議会選挙で SPDは二九・二%か

### (2) SPDの欧州統合政策

九五三年五月に公刊された『SPD政策便覧』の中でF・エアレル(Fritz Erler)が「小欧州」の項目において

ら二八・八%へと得票率の下落を呈し、この選挙で得票率三一・○%から四五・二%へと著しい躍進を遂げた与党第

一党CDU/CSUと比べて、じり貧傾向を示したSPDの党勢はその後久しく回復に転じなかったのである。

ヴィア諸国や英国は排除されているからであった。(4) にCDUの出版物の中で公言していた。しかし、これら六箇国の「小欧州」構成国が「政治的カトリック主義」によ 力において、キリスト教政党のイニシアティブが、将来の欧州のキリスト教的基盤の保持のために重要であると、既 Europäische Verteidigungsgemeinschaft) の試みであった。 アーデナウアーは右の一つの共同体設立にあずかる努 石炭鉄鋼共同体(Montanunion:Europäische Gemeinschaft für Kohl und Stahl)や欧州防衛共同体(EVG: づく政策は、仏、伊、西独、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクという六箇国の大陸諸国のみで構成される、欧州 接な共同体へと結合する努力を行っているのであった。この精想に対して、プランスが着手した「小欧州」構想に基 欧州に分割されていた。SPDはそれ故に、ドイツ再統一を危殆に瀕せしめずに、全ての自由な欧州を可能な限り密 ーデナウアーがその設立に関与したこれらの組織からは、「プロテスタント的で、奢じく社会主義的」なスカンジナ って強く規定された国家であるというのは、エアレルによれば偶然ではなかった。けだし、カトリック教徒であるア 述べているところたよれば、 欧州はソ連の政策によって既に二つの部分、すなわち自由な欧州と(ソ連に)隷属した

べきであるという、SPDの――筆者の命名によれば――言わば「大欧州」構想に由来するものであった。(4) が主体であった。したがって防衛技術論的批判に終始し国防制度そのものへの反論ではなかった。EVG条約に対す るSPDの別の一つの批判点は、一九五三年三月一九日のEVG条約批准に際して連邦議会でE・オルレンハウア! イツ軍一二師団の編成だけで四百億マルクにおよぶ出費の増大に西ドイツの財政は耐えられないであろうという批判 (Erich Ollenhauer) 戦後第二代SPD党首が述べたよりに、「英国、デンマーク、ノルウェーをも含めて」考える

エアレルによれば、一九五二年五月二七日にパリで調印されたEVG条約に対するSPDの立場の一側面は、西ド

アの三箇国を除く、(50) 南東部区域は一九四七年以降ユーゴ管理で、一九五四年ユーゴ領となり、北西部区域は一九四七年以降英米管理で、 の経済援助を分配するための機構として生まれ、後に全欧州の経済政策機関へと発展したものであった。欧州会議参(45) 五八年に欧州通貨協定によって引き継がれた)がそのモデル・ケースとなる。この二つの組織は始めアメリカ合衆国 年に多角的支払いの決済を目的として作られた同盟である欧州決済同盟(EZU:Europäische Zahlungsunion:一九 州経済協力機構(OEEC; Organization for European Economic Cooperation)や OEEC加盟国によって一九五〇 州が鉄のカーテンによって引き裂かれているが故に、欧州の統一を目指す者は、全ての自由な欧州を統合せねばなら ない。| この全ての欧州――『大欧州』構想――は、例えば英国、スカンジナヴィア諸国やスイスも総じて含まれる欧 更にエアレルが一九五三年五月の『SPD政策便覧』の「欧州の統一」という項目で述べているところによれば、 OEEC加盟国のうちスイス、ポルトガル、およびオブザーバーとしての欧州会議参加国であるオーストリ スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、英国、北西部区域トリエステ(トリエステ自由国家の

領域の段階的建設であった。このように、英国やスカンジナヴィア諸国をも含めた欧州統合こそが、エアレルによれ 的関税撤廃計画、 水準での欧州の統一的社会立法、 の提案を行ってきたのである。これらの提案とは、完全雇用という共通の政策、全欧州の関税同盟を目標とした段階 ナヴィア諸国の参加の下に全欧州の――言わば「大欧州」構想に基づく――経済政策上の更なる発展のための一連 九五七年に伊領となった。)、アイルランド、アイスランド、ペルギー、オランダ、ルクセンブルク、仏、伊、ギリ トルコ、 西独の一五箇国(地域)で構成されていた。この欧州会議こそが、エアレルによれば、「550 欧州という国法上(staatsrechtlidh)結合した海洋横断的領域の共同開発、 人間、商品、資本や情報の自由往来の促進など、一言で言えば全欧州の統一的経済 考えられる限り高度な 英国やスカン

ば「真の前進」であった。このことの証拠の一つは、先に(一九五〇年一一月四日付で)欧州会議が制定した(欧州) ア諸国が最初に批准し、西ドイツが次に批准し、この『SPD政策便覧』が記された一九五三年五月の時点では他の 人権保護協定(Konvention zum Schutze der Menschenrechte und Grundfreiheiten)を、英国とスカンジナヴィ 諸国は批准していないことであった。 更に スカンジナヴィア諸国のみが 既にパスポート携帯と ビザ取得義務の撤廃 このように SPD は言わば「大欧州」構想を追求しており、 英国を欧州に含むという意味ではw・チャーチルの フィンランドかちアイスランドに至るまで旅行者に対して適用しているとエアレルは指摘した。(55)

「欧州合衆国」と軌を一にしていたのである。

同名異義語となる。すなわち両者の「欧州合衆国」は近接比較か遠隔比較かという比較の視座によって異なった結果 るほど社会民主主義と保守主義であり相反するので、異なったものであるとみなされる。しかし反対に、比較する対 を呈する。比較する対象の相逢性に着目する芸様比較(同種の動岡士の比較)によれば、両者の世界領上の背景はな 者の意味において「軌を一にしている」という主旨で筆者は旧稿において両者の同一・類似性を評価したのである。 象の類似性に着目する遠隔比較(異った物間士の比較)によれば、両者は類似しているという結果になる。両者は後 と英国保守党党首チャーチルの「一種の欧州合衆国(a kind of United States of Europe)」は、見方によっては SPD党首シューマッハー(一九五二年八月二〇日逝去)の「欧州合衆国 (die Vereinigten Staaten von Europa)」

(3) 野党SPDの国防政策――一九六八年まで――

対処する権限は占領軍に属し、 ドイツ側の処理に委ねられていなかったからである。 ただ 例外的に 原則問題委員会 役を強制されてはならない」という良心的兵役拒否権を定める条項(四条三項)が、将来における国防制度にも備え 委員長(CDU)が作成し、SPD議員団の提案として上程された、「何人もその良心に反して武器をもってする兵(58) ていたのである。 (一二名で構成され主に基本権などの条文作成を担当)において、H・v・マンゴルト(Hermann von Mangoldt) 「ボン基本法を制定した議会的審議会」は国防制度に関する法の整備を行わなかった。けだし対外的な緊急事態に

standsverfassung)」の改正によってである。この間、SPDの立場は漸次に変化してきた。(ss) 三月二六日の改正、 一九五六年三月一九日の改正、 および 一九六八年六月二四日のいわゆる「緊急事態憲法(Not-原則としてSPDは、効果的な集団安全保障体制に西ドイツが同権的パートナーとして参加することに賛成してい 内部的緊急事態に対処するにとどまる限定的法制度に終始していたボン基本法が再軍備を行ったのは、一九五四年

条約が想定する形態と条件の下での西ドイツの軍事的貢献を拒否したのである。 た。しかし、EVG条約の批准に際してSPDは、前述した二つの理由に加えて以下の三つの理由に基づいて、この(&)

化したという運命から〔精神的に〕解放されていない〔という現実を充分に認識していない〕。 一、この条約は西ドイツの安全を保障しない。またこの条約の根本にある従前の西ドイツ構想は、今だに焦土と

一、ドイツが平和的に再統一する可能性にこの条約は弊害をもたらす。

138

三、この条約は西ドイツに〔主権の回復という点で〕等しい権利を認めていない。(ほ)

世界的安全保障体制(Weltsicherheitssystem) に貢献することになる。 しかし、 ドイツの国家的統一が再建されな SPDによればドイツが再統一した暁には、再統一したドイツは国連の加盟国として国連の枠組みの中で現存する

い場合には、西ドイツが平和を確保するために行う「自由な世界」の共通の努力に参加するためには、以下の四つの

一、他のすべての当事国と西ドイツが等しい権利(Gleichberechtigung)を有すること。

条件が保障されねばならなかった。

二、すべての当事国が安全保障という「生存にとっての不可欠な利害 (Lebensinteressen)]のための条件として

三、ドイツの国家的統一が再建されることを要求するドイツの主張を承認し、西ドイツが自由のうちにドイツの

の同等な価値(Gleichwertigkeit)を有すること。

平和的再統一を求める努力を支援することに関して、すべての当事国が明示的に一致すること。

条項が保障されること。 呵 は、全ドイツレベルでの政府を拘束せず、かつ、すべての条約はドイツが再統一を行った場合に破棄可能とする 西ドイツが加盟する条約の上での義務が、自由に選挙された全ドイツレベルでの政府が将来成立した場合に

SPD幹部会は 西ドイツ がドイツの分割によって生じた特別の状況に直面して、 確固たる責任感に基づい

られる安全保障〔政策〕は欧州大陸レベルの集団安全保障体制のみでは不十分であり、また、西ドイツが将来加盟す て、合衆国軍および英国軍と西ドイツ独自の軍事的努力とを結びつけることを主張していた。しかし、そのために執

る地域的安全保障条約は「世界的安全保障体制」を補完し、効果的にするものでなければならないと一九五三年五月

の時点で既にSPDは言明していたのである。(63)

gration)」、「再軍備 (Wiederbewaffnung)」および「経済的再建 (wirtschaftlicher Wiederaufbau)」——第三のW 現実に政策上の方針としたからこそ、EVG条約の批准に反対したのである。このように西ドイツ建国直後の一時期 われているのである。しかしこのような単純な対立の構図だけで、SPDとアーデナウアー政権の政策上の代替関係 は私見によればいわゆる「社会的市場経済」体制の確立と解されるが——の三者からなる三W政策に、対抗したと言(&) に、SPDは「再統一(Wiedervereinigung)」を掲げて、アーデナウアー連邦政権が主張する「西側との統合 (Westinte-要するにSPDは東西ドイツの再統一の可能性を否定せずに、国連への統一ドイツの加盟を一九五三年五月当時、

を正確に示しうるかについて、既に旧稿で疑問を提示したことを付言しておきたいと思う。(60)

友好関係」が大前提であったのである。(\*\*) イツの対外政策は「平和と社会主義に資すること」を目的とし、「ソ連および社会主義諸国との全面的な共同行動と 別個に、政治の実権を握っていたと言われる、W・ウルブリヒト(Walter Ulbricht)国家評議会議長(国家元首: 部分的であれ関係を有しない」と言明していた。これに対して、東ドイツ建国当初から表面上の政府の人事構成とは、ほど 策の目的とし、 異なっていた。すなわち、一九五二年九月二八日のSPD行動綱領は「自由のうちに平和を確保すること」を対外政 一九六〇-一九七三年死去まで在職)が、一九七一年一一月二六日に人民職会で発言しているところによると、東ド 更に、「自由」を基調とするSPDの対外政策と「社会主義」の防衛を目的とする東ドイツの対外政策は根本的に 「民主的国民の自由な見解」は「東側の全体主義を支援する部隊(Hilfstruppen)とは全面的であれ

SPDの対外政策上の認識が、DDRやソ連の立場と決定的に相容れないことは、SPDの「冷戦」理解にも表わ

140

を敢行したのである。

第四に、

沌、困窮、飢餓、不安定、増大する緊張と平和への切望を悪用している」のであった。したがって、SPDの「冷戦」(マイ) 側占領地区] ドイツにおける冷戦の第一歩はSPDとKPDの [ソ連軍政府の命令による] 強制的統一であり、かくし と名付けられる、 する」共産主義陣営の意図に対する、SPDの警告をも含んでいた。 第三に、ソ連の「ベルリン侵略(Eroberung)」(マイ) 攻撃を行った後で、いわゆる『平和運動』を起こすことによって、ソ連の侵略 (Aggression) から目を転じさせようと 誤った再統一宣伝を区別する必要が一九五三年五月に言及されていたのである。このことは「朝鮮半島における奇襲 U政権はもとより――野党SPDは見逃さなかった。したがってSPDの説く本来の再統一政策と、SEDとソ連の 引き入れようという目的のために、ドイツの再統一をソ連が誤って宣伝文句としている」ことを、――CDU/CS(マン 〔後者の〕試みはSPD党員の抵抗にあい、失敗した」のである。第二に、「全ドイツ領土をソ連の権力の及ぶ範囲に(だ) て統一されたSEDをSPD党員の抵抗にもかかわらず 西側占領地区でも確立することであった。〔幸いにも〕この った。このようなSPDの反ソ的見解は、ドイツ国内で現実に起きた出来事に基づいていた。SPDによれば、「〔東 に関する見解は、米ソ両国が超(軍事)大国であるといり物理的な権力状況のみから価値中立的に生じたものではなか に特有の方法であり、冷戦においてソ連は自己の権力ブロックを更に拡大するために、諸国民の間で生じた戦後の混 れている。一九五三年五月公刊の『SPD政策便覧』によれば、「冷戦とはソ連の拡張政策の戦後において生じた段階 一九四八年六月から一九四九年五月に至るベルリン封鎖をSPDは冷戦の原因の一つととらえた。

は、ドイツ国内のKPDへの増大する支援であると、SPDは判断していた。このような「野党第一党であり社会主

ベルリン封鎖 によって自己の拡張という目的を達成できなかった ソ連の次なる方策

これに対して「自由の砦」となった ベルリンをソ連の侵略的(aggressiv)行為から守るために、 西側は 大空輪作戦

決を下しえたと言えよう。逆言すれば、万一、いかに共産党の理論や主義を憎んでいたとしても、それだけで法的に(だ) **ぬ行動、すなわちSPDを強制的に吸収合併したり、朝鮮への侵略、西ペルリンの封鎖という事実に基づいて、** 違憲とすることはできないし、またそうしてもならないのである。具体的なKPDとKPDを支援したソ連の良から によれば不本意ながら致し方ない最終的手段として、KPDは政界から追放されたのである。したがって、一般的に 私見

義政党であるSPD」の厳しい対ソ認識があったからこそ、連邦憲法裁判所は一九五九年八月一七日にKPD連憲判

言うならば、かような著しい「犯罪的」事実に手を染めていない共産主義政党であるならば、当該政党を違憲にする

b.一九五九年以降

道理は全く存在しないと言えよう。

ている——は「国防(Landesverteidigung)」の章を設け、「自由で民主的な基本秩序の防衛」を肯定した。但し、連 はこの方向転換に一般に言われているよりも本質的には積極的でなかったとH・セール(Hartmut Soell)は分析し SPD右派でこの政治戦略を策定したF・エアレルであった。他方SPD左派のH・ヴェーナー (Herbert Wehner) のいわゆるゴーデスペルク網領――一九五九年ゴーデスペルク綱領に至るSPDの国防政策現実化路線の推進者は、 九五九年二月一三日から一五日にかけてパート・ゴーデスペルクで開催された臨時党大会で採択された、SPD

じた(非核三原則)のである。一九六一年九月の連邦議会選挙でSPDは三六・二%の得票率を得て、三一・八%か(マト) ドイツ統一後、外国軍撤退後に、 「緊張緩和・軍備制限監視地帯」に属するドイツでは、当該兵器の「配備」をも禁 邦共和国が「原子力およびその他の大量殺戮兵器を製造し、 使用すること」 を直ちに禁止し (言わば非核二原則)、

った。

念を借用した。かくしてSPDは急進・民主主義的な労働者の政党から「左の」国民政党になったのである。(元) ての実(効)力」を具備しなければならないことを、この事実は教えている。 民政党と呼ばれる資格を有するためには、現実に国政選挙において有権者国民の相当程度の支持を要し、「野党とし CDUはゴーデスペルク綱領をSPDが発表した直後に、SPDを「左の」園民政党と認定した駅ではなかった。国 CDUの専門家集団の報告書は、SPDを「左の」国民政党と認知した。SPD党指導部はCDUが認定したこの概 ら四・四%増の躍進を遂げた。このようなSPDの相対的な実力の向上という現実を受けて、この選挙結果に関する 但し、

年一一月のカールスルーエ党大会で握示した。その一〇項目からなる内容は、F・エアレルによれば以下の適りであ 大連立内閣への参加に先立って、SPDはいわゆる「緊急事態憲法」の追加改正に同意するための条件を、一九六四 は、一九六六年一二月から一九六九年九月におよぶSPDとCDU/CSUの大連立政権においてのことであった。 SPDが多数の州政府における長年の政権担当という実務実績の上に、連邦レベルでも政権担当能力を誇示したの(81)

二、内的危険状態に関する政府草案は余分である。……その際に労働争議は緊急規定の下に服しえないことが明 ということが、構想の支柱(Gesamtkonzeption)である。 個々の人間の保護が、緊急事態が発生した場合に顕象の保護と等しい重要性をもって重視されねばならない

三 らかでなければならない。 特定の緊急事態を布告し、特定の法規を適用する各段階の手続きで責任を担うのは議会である。

前逃亡してはならない。)議会が召集されえない時には緊急会議(Notparlament)が審議能力を持たねばならな

ι

四、このことから政府が〔嵩会の立法行為にとって代わりうる〕緊急命令を発令する権利を承認してはならない

ことが明らかになる。常に野党も所属する審議能力のある議会が存在することになるのであろう。

緊急事態に際して、政府は単純に議会の多数派に依拠するだけでなく、すべての民主的勢力を包摂する努力

が行われてしかるべきである。

ればならない。

動員は政治的決定であって軍事的決定ではないが故に、この点についても蕞会ないし緊急会議が規定しなけ

ものでなければならない。 領域における一定の必要不可欠な事項の確定を受権している限りにおいても、議会ないし緊急会職は介入しうる 連邦〔要員・兵員〕勤務法(Bundesleistungsgesetz)や兵役義務法のような現行法規が、連邦政府に防衛の

しなければならない。 八、単純多数による乱用を排除するために、上記の決定は三分の二の多数によってのみ下すことができるように

九、憲法裁判所は緊急事態にあって、 いかなる時にも審査能力を持たねばならず、その権限が損失をこうむるこ

とがないようにしなければならない。

はない。この必要は他の方法によって充足されうるものである。(旣) 一〇、女子がその意志に反して軍隊における役務に動員されることを認めない基本法一二条三項を改正する必要

緊急会議の精想(第三項目から第七項目)は緊急時における文民統制を徹底させたものであり、両院の合同委員会

れなかった。

第二項目の労働争議権はSPDの主張が認められた(同九条三項)。 また第九項目に配されたように、 第一○項目の主張は拒否されて、武器を持たない役務に女子が徴用されうることになった(同一二a条四項)。 おいて連邦憲法裁判所は、その機構上の変更が必要な場合には、両院の合同委員会が作成する法律によって自らの職 によって具体化された(基本法五三a条)。 また第八項目の特別多数条項は同一一五a条一項に明記された。 緊急事態下に 一方、 他方、

Dの見解が重視され、尊重されて、大幅に書き加えられたと言えるのである。 このようにいわゆる「緊急事態憲法」の追加改正にあたっては、第一項目で表明された原則に基づいて、野党SP

務能力維持に努めることになった(同一一五g条)。

党FDP四九名)ので、連邦議会議員の三分の一をもって連邦憲法裁判所に提起されりる。抽象的規範争認は提訴さ 内閣与党が連邦議会議員四九六名中四四七名(CDU/CSU二四五名、SPD二〇二名)を占めていた(唯一の野 月三〇日の連邦議会における賛成三八四、反対一〇〇、留保一の投票結果によって追加改正された。この時、大連立 かくして、大連立政権の下、一九六八年の根本的な再軍備のための憲法改正条項、いわゆる「緊急事態憲法」が五

法改正の限界(基本法七九条三項)を越えるものではないことを、連邦憲法裁判所は後に追認したのであった。(88) 定によって、米英仏三箇国が一九五四年のドイツ条約五条二項に従って有していた、非常事態に対処する権限がドイ 九六八年五月二七日に連邦議会で宣言した。また、信書、郵便、通信の秘密の制限を定める基本法一〇条二項が、 ツに返還されたことを、この時連邦副首相兼外相を務めていたW・ブラント (Willy Brandt) SPD党首自らが、

この第一七次基本法改正――緊急事態憲法の追加――と「信書、郵便および通信の秘密の制限に関する法律」の制

見が存在してはならないと 誤って信じるならば、 スターリン主義の 少数反対意見抑圧という誤謬を 繰り返す虞があ 主義の道具である」と認定して、反共主義を鮮明にした社会主義インターナショナルの宣言という、国際的な反ソ理 る」というA・グロッサー(Alfred Grosser)の言葉はこの事実を如実に示している。再軍備が野党SPDにとって(89) 政の運営を針れる前提条件となるのではないかと思う。 る。むしろ少数反対意見の存在意義を認め、積極的に異なった考えを持つ者を尊重するだけのゆとりが我々の心の中 は、しかしながら、様々な疑念、危惧、懸念、反論、抵抗、憂慮の念、異議、異論が存在した。これらの少数反対意 史と地理的条件を 捨象した「机上の空論」ではなかった。 具体的事実に基づいた 反ソ再軍傭路線が 確定するまでに 解の集約的文書も存在した。したがって、SPDの対ソ戦略はこういった諸外国の対ソ理解とも結び付いており、 にあること、すなわち、自由民主制の少数反対意見の自由を重視することこそが、長い目で見れば変化に即応した国 ーリン流の共産主義を「マルクス主義の批判精神に敵対する」「教条主義」と規定し、「国際的共産主義は新たな帝国 めたのは朝鮮戦争と共に生じた冷戦であった。西ドイツという国家が「冷戦の娘であり、NATOの双子の姉妹であ 朝鮮戦争を契機として西ドイツの再軍備路線が確定するまでの時期を中心に分析してきた。再軍備を事実上確定せし も確定するまでの経緯の一つには、一九五一年七月三日にフランクフルト・アム・マイン市で決議され、ソ連のスタ 本稿は一九六八年に再軍備がボン基本法上明文化されるまでの、野党SPDと与党内少数者の国防・平和政策を、

ì

1 イツ連邦議会は明白な多数派によって同条約を批准した。一九五五年五月九日に西ドイツはNATOに加盟した。一九五五 加盟を支持した。同年一二月二七日から二九日にフランス国民議会は僅差でパリ条約を批准し、一九五五年二月二七日にド きる限り早期に終了する旨を表明した。同年一〇月一九日から二三日にかけて調印されたパリ条約では西ドイツのNATO 日にかけて、EVG加盟大箇国と米英カナダの九箇国はロンドン会議を開催し、米英仏の西側占領三箇国はドイツ占領をで 日にフランス国民議会は三一九対二六四でEVG条約批准を拒否してEVG設立は頓挫した。同年九月二八日から一〇月三 国、西ドイツ、フランス、イタリアの六箇国外相は欧州防衛共同体(Europäische Verteidigungsgemeinschaft:EVG) 年五月五日西ドイツは主権を回復した。 条約に關印した。一九五三年三月一九日にドイツ連邦議会は激しい審議の末EVG条約を批准したが、一九五四年八月三〇 が殷立され、一九五五年六月六日に連邦国防省に改組されるまで存続した。一九五二年五月二七日にパリでペネルクス三箇 一九五○年一○月二六日に連合軍部隊増強関連問題機関(T・ブランク(Thoedor Blank)連邦議会議員(CDU)長官)

S. 16. Ebeling/Birkenfeld, Die Reise in die Vergangenheit, westermann, Bd. 4, 1982, S. 242.) Franz H. U. Borkenhagen, Bundeswehr - Demokratie in oliv?: Streithröfte im Wandel, J. H. W. Dietz Nachf., 1986 PD、GB/BHE、楽権FDPであった。(Cf. T. Ellwein/W. Bruder, PLOETZ: Die BRD, Verlag Phoetz, 2. Aufl., 務が導入されることが決定し、同年七月六日に一般兵役義務法を連邦議会は可決した。寮成CDU/CSU、DP、反対S 1985, S. 84, 92, 94, 97-101. Wolf Graf von Baudissin, "Dreißig Jahre Bundeswehr --- Licht und Schatten", hrsg. v に最初の志願兵が入隊して国防軍が再建された。一九五六年三月一九日の国防政策に関する基本法改正によって一般兵役義 一九五五年六月に志順兵法が成立し、同年一一月に新設されたドイツ国防軍に最初の兵隊が辞令を受け、一九五六年一月

ドイツ民主共和国(東ドイツ)における一九六二年の兵役導入当初の兵役期間は、一八箇月(陸軍)、二四箇月(海軍、空 Brian Hunter, The Statesman's Year-Book: 1992-1993, 129th ed., St. Martin's Press, 1992, p. 603 (Germany).) \*\*\*\*! 事)や乗りた。 (Ed. by John Paxton, *The Statesman's Year-Book: 1990-1991*, 127th ed., The Macmillan Press, 1990, p. 528 (German Democratic Republic).) なお、 |九九○年 | ○月に東西ドイツ統一を期して、 兵役期間は当初の | 五箇月から | 二箇月に減らされた。

- Jahrbuch des öffentlichen Rochts der Gegenwart (JöR), Bd.1, S.77. Hans-Heinrich Welchert (htsg.), Theodor-Houss-Werner Matz, Art. 4, bearbeitet von Doemming/Füsslein/Matz, "Entstehungsgeschichte der Artikel des GG"
- Lesebuch, Rainer Wunderlich Verlag, 1975, S. 251-253.

(α) Matz, ebd. (Ann. 2-1), S. 77-78

ホイスは、ドイツの戦争責任を主体的に認定するために腐心した人物でもある。 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(6)』『早稲田政治公法研究28号』(一九八九年)二六〇―二六二頁。なお、T

ヴァイマール共和国が一九二二年にその国歌として採用した旧国歌は、「Deutschland, Deutschland über alles」で始ま

下で、ファラースレーペンは、祖国の解体を悲しんでその統一を顧ってこの国歌を作った。したがってその愛国心は抑圧に 八一五-一八六六年)」の支配下にあった。(山田晟『ドイツ近代憲法史』(東大出版会・一九六三年)一一頁。)かかる状況 詞した時に、人々は「自由思想に基づくドイツ統一運動および立憲主義の運動の抑圧」の役目を果たした「ドイツ同盟(一) る詩人ファラースレーベン(Hoffmann von Fallersleben)の作詞によっていた。 一八四一年八月二六日に彼がこの詩を作

対する抵抗に主眼点があった。しかしこの歌詞は、ナチス・ドイツの下で他民族を支配し、その人権を蹂躙する「世界に冠 う条件の下で、旧国歌の復活が認められたのである。(岩野英夫「西ドイツの国旗と国歌」『季刊・永世中立(54)(第一六 た。ここに至って両雄の間で妥協が成立し、「統一、権利、自由」で始まる旧国歌の三番の歌詞だけを公の場所で歌うとい 論争が起こった。一旦はホイスの主張に従って、一九五○年に新国歌が作られたが、新国歌の人気はさっぱり上がらなかっ 立を回復した後に、旧国歌の復活を目指すアーデナウアー連邦首相と、新国歌の制定を主張するホイス連邦大統領との間で ろで歌われた。その結果、敗戦後、占領下のドイツでこの旧国歌は歌りことを禁止されるに至ったのである。西ドイツが独 たるドイツ」という、帝国主義的侵略を肯定する意味に読みかえられ、ナチスの党歌が歌われた後に引き続いて、至るとこ

6 SPD, "Richtlinien für den Aufbau der Deutschen Republik, 29.6.-2.7.1947, Art. B, Abs. 5", hrsg. v. O. K. 5

Matz, a.a.O. (Anm. 2-I), S. 78.

四号)』(田畑忍方憲法研究所・一九八九年)九頁。)

Wendler & Co., 1963, Bd. 3, S. 32. Protokoll des SPD-Partellages Nürnbeg 1947, J. H. W. Dietz Nachf., 1976, S. 226 Flechtheim, Dokumente zur Parteipolitischen Entwicklung in Deutschland seit 1945, Dokumenten-Verlag Dr. Herbert

- Hrsg. v. Albert Wucher, Wie kam es zur Bundesrepublik?, Herder-Bücherei, 1968, S. 164-165.
- 8 Ulrich Buczylowski, Kurt Schumacher und die deutsche Frage, Seewald, 1973, S. 80.
- (Φ) A. Baring, Außenpolitik in Adenauers Kanzlerdemokratie. Bonns Beitrag zur Europäischen Verteidigungsgemein-Stuttgart-Wiesbaden 1981, S. 109f., in: Hans Karl Rupp, Politische Geschichte der BRD, Kohlhammer, 2. Aufl., 1982, schaft. München-Wien 1969, S.413. H.-P.Schwarz, Die Ära Adenauer. Gründerjahre der Republik. 1949-1957. , 131. H・K・ルップ箸、深谷満雄訳『現代ドイツ政治史』(有斐閣・一九八六年) 一九四頁。
- (2) Ellwein/Bruder, a. a. O. (Anm. 1-1), S. 82
- (I) Bearbeitet v. Klaus Hohlfeld, Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte von 1848 bis zur Gegenwart, menten-Verl. Dr. Herbert Wendler & Co., o. J., Bd. 6, S. 540-542.
- (2) Ebd. (Anm. 11), S. 542, Anm. 1.
- (😩) Hrag. v. Diether Koch, Gustav W. Heinemann: Glaubensfreiheit-Burgerfreiheit: Reden und Aufsätze zu Kirche-Staat-田社会科学研究心号』(一九九一年)一二五—一二九頁参照。 た。アーデナウアーのキリスト教に基づいた唯物主義批判については、批稿「戦後SPDの出発点に関する一考察」『早稲 Gesellschaft 1946-1976, Reden und Schriften Bd.2, Suhrkamp, 1976, 1. Aufl., S.20. この論考によれば、ハイネマンは、 マルクス主義の中に反中リスト歌的特質を認めるキリスト教反共主義者の一人であった点で、アーデナウアーと一致してい
- (A) Helmut Lindemann, Gastav Heinemann: Ein Leben für die Damokratik, Könel-Verl., 1978, S. 66. 科学研究39号』(一九八九年)一〇四一一〇五頁参照。 **戦後の経歴については、拙稿「ドイツ連邦共和国における州の役割——野党の政権担当能力をめぐって——」『早稲田社会** 更にハイネマンの
- (丘) Nach der Übersetzung Martin Luthers, Die Bibel, Deutsche Bibelgesellschaft, 1985, S. 94 (Lukas 14, 31-32). 野林 虎二訳『福音書』(岩波文庫・一九八〇年)二三四頁。
- (26) Hoblfeld, a. a. O. (Anm. 11), S. 544
- (27) Hohlfeld, ebd. (Anm. 11), S. 545
- 18) 往(1)第二段および第三段参照。

- (2) Hohlfeld, a. a. O. (Anm. 11), S. 542-546 (542, 544-545).
- (%) Hohlheld, ebd. (Anm. 11), S. 545.
- (a) O. K. Flechtheim, a. a. O. (Anm. 6-I), 1962, Bd. 1, S. 18. Hrsg. v. CDU Deutschlands, Erster Parteitag der CDU Deutschlands, Goslar, 20.-22.10.1950, Druch: Heinrich Berlebach, S. 24.
- (22) 注目すべき点は、CDUは一九四九年運邦議会選挙では統一した「連邦レベルでの政党」としての組織を持たずに選挙戦 CDU政党組織連合体制の惰性的な影響力の下、州CDU連合のまま第一回連邦議会選挙に突入したということは事実に反 ର° (Flechtheim, ebd. (6- 1), Bd. 1, S. 18-19.) での幹部会が設立された後も「本質的に連邦主義的な政党」であり続けたと、J・グロス(Johannes Gross)は分析してい している。すなわち、CDUは「すべての他のドイツの政党とは対照的に本質的に連邦主義的な政党」であり、連邦レベル 主義的に組織される場合に始めて、連邦制という国家制度も健全に機能しうるという確信が存在した。換言すれば、単に州 を戦ったことである。 (Flechtheim, a.a.O. (Anm.6-1), Bd.1, S.2.) この事実の背景には、国政を担当する政党が連邦
- 23 拙稿、注(13-Ⅱ)前揭論文、一○三-一一九頁。 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(3)」『早稲田政治公法研究25号』(一九八八年) 二三九!二四二頁。
- 拙稿「政権交代のある民主国家における野党観」『早稲田社会科学研究43号』(一九九一年)五九頁。
- (26) CDUは連邦各地で一九四五年六月から一九四六年一月にかけて様々な名称の下、その結党声明を明らかにしている。拙 稿、注(23)前揭論文、二三八一二六一頁。
- (8) Gustav W. Heinemann, Plädoyer für den Rechtsstaat, C. F. Müller, 1969, S. 1-8 (Vorwort v. Rolf Zundel).
- 2) Der Spiegel, 12.7.1976, S.31.
- (2) ハイネマンの反ナチ教会闘争との関わりについては、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(2)」『早稲田政治公法 研究24号』(一九八八年)一四八—一六二頁参照。
- (一九八七年) 二〇五一二〇八頁参照。 アーデナウアーの戦時中の在監については、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(1)」『早稲田政治公法研究23号』
- (3) Hagen Rudolph, Die verhaften Chemen, Stern, 1, Aufl., 1979, S. 340.

- (3) Hermann von Mangoldt, Das Bonner Grundgesetz, Franz Vahlen GmbH., 1953, 1. Aufl., S. 12-13. エ・>・ァント ルト著、小林昭三訳『ドイツ連邦共和国基本法制定の経過』(憲法調査会事務局・一九五八年)二三一二四頁。
- kraten: Profile unserer Republik, Athenaum, 1983, S. 88-97 (92). Friedrich Henning, "Thomas Dehler. Ein streitbarer liberaler Demokrat", hrsg. v. Claus Hinrich Casdorff, Demo-
- 34 大西健夫編『現代のドイツ 2政治と行政』(三修社・一九八二年)九一頁、表6(E・イェッセ(Eckhard Jesse)著:
- (35) Henning, a.a.O. (Anm. 33), S. 96. T・デーラーは 第一立法期(一九四九~五三年)における連邦議会の二八二回の本 S.1-14285. : 以下、Deutscher Bundestag と略す。) のやかの。(Deutscher Bundestag, Verhadiungen des Deutschen Bundestages, 1. Wahlperiode, Stenographische Berichte, 会議開催日において、一回も国防・平和政策について言及しなかった。彼はもっぱら連邦法相としての職責に忠実であった
- (%) Herbert von Borch, Friede trotz Kriege, München 1966, S. 19 in: U. Buczylowski, a. a. O. (Anm. 8), S. 76. Verfassung seit 1946" Die Öffentliche Verwaltung, 1962, S. 401-408 (403).) おいても朝鮮動乱の勃発によって新たに再草僧の問題が生じている。(Nozomu Shimizu, "Die Entwicklung der Japanische 日本に
- (S) Paul Sethe, "Man muß für alles bezahlen", Frankfurter Allgameine Zeitung vom 14.7,1960 in: Buczylowski, s. s. O. (Anm. 8), S. 76, 189, Anm. 2
- (%) Bucylowski, a. a. O. (Anm. 8), S. 76.
- (%) Cf. Ebd. (Anm. 8), S. 76-77.
- (4) Hrsg. v. Willy Albrecht, Kurt Schumacher: Reden-Schriften-Korrespondenzen 1945-1952, J. H. W. Dietz Nachf., 1985,
- (4) Albrecht, a. a. O. (Anm. 40), S. 961-963.
- (\(\partial\)) Ebd. (Anm. 40), S. 1011.
- (4) Ebd. (Anm. 40), S. 830
- (4)] [Ebd. (Anm. 40), S. 837

Waklatlas 1987/88, Höller u. Zwick, 1988, S. 33, 37.

Hrsg. v. Vorstand der SPD, Handbuch sozialdemokratischer Politik, AZ-Druck, 1953, S. 114 (Klein-Europa: von Fritz

**4**6

- (4) Vorstand der SPD, ebd. (Anm. 46), S. 55-56(56) (EVG-Vertrag: von F. Erler). (♥) Deutscher Bundestag, 19. 3. 1953, S. 12327 (C): Erich Ollenhauer. in: Udo F. Löwke, Die SPD und die Wehrfrage
- 49 Vorstand der SPD, a. a. O. (Anm. 46), S. 52 (Europäische Einheit; von F. Erler).

1949 bis 1955, Neue Gesellschaft GmbH, 1976, S. 171-172 (Anhang C-7).

- <u>60</u> Ebd. (Anm. 46), S. 52 (Europäische Einheit: von F. Erler).
- Ebd. (Anm. 46), S. 12 (OEEC: von Helmut Kalbitzer).
- S. 101-116. に所収。 この協定の全文(その後の改正点を含む)は、 Günter Dürig, Grundgesetz, dtv, 27.(26., neubearbeitete) Aufl., 1991,
- (E) Vorstand der SPD, a. a. O. (Anm. 46), S. 52-53 (Europäische Einheit: von F. Frler).
- 両者の「欧州合衆国」については拙稿、注(13)前掲論文、九四―一〇二頁参照。
- Maurice Deverger, Méthodes de la Science Politique, Presses Universitaires de France, 1959, pp. 318-321. Z · h · h

ルジェ箸、樋口陽一・深瀬忠一訳『社会科学の諸方法』(勁草書房・一九六八年)三七四一三七七頁

- 56 Konrad Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der BRD, C.F. Müller, 16. Aufl., 1988, S. 275, Randnr. 728. 🗷 - < 注(54)前揭論文、一〇一一一〇二頁。
- Matz, a. a. O. (Anm. 2-1), JöR, Bd. 1, S. 76. 七著、阿部・初宿・井口・永田・武永訳『西ドイツ憲法綱要』(日本評論社・一九八三年)三六二頁
- 59
- |清水望『西ドイツの政治機構』(成文堂・一九六九年)五八九―五九三頁は、これらの改正の経緯を説明している。
- Vorstand der SPD, a.a.O. (Anm. 46), S. 115 (Kollektive Sicherheit: von A. Z.)

60

注(47)、(48)相当箇所参照。

Ebd. (Anm. 61)

してアーデナウアー政権と対峙することになった。 た。かような混沌とした混乱状況の下、SPDは一九五三年九月六日の第二回連邦職会選挙において、「再統一」を争点と 一九五三年三月五日にスターリンは死去した。一方、当時のアメリカ合衆国ではマッカーシー旋風がその頂点を迎えてい

63

Ebd. (Anm. 61)

VG条約は、西ドイツが締結したEVG条約上の広範囲に及ぶ拘束の下に、「自由」に選ばれた全ドイツ議会と統一ドイツ あたっても「自由」を重視し、西側との結束という選択肢をドイツの「再統一」にあたって取るべきであった。それ故にB 楊を取った。政府与党によれば、将来の「自由」に選ばれた全ドイツを代表する議会はその同盟関係を規定する条約締結に ソ連は、DDRを〔中立国として〕放棄するだけでは充分ではなくして、(ポーランドと旧東ドイツの関境である)オーデ を置いていた。(この点に対するSPDの批判は注(位)相当箇所、第四項目を参照。) アーデナウアー政権の解釈によれば。 に優先順位があり、ソ連の侵略の可能性に備えて一致団結した〔反共主義的〕戦線を結成することを第一義とするという立 を敢行することの是非が問題となった。CDU/CSU・FDP・DP連立政権は「欧州の統合(europäische Integration)」 ル・ナイセ線まで西側の軍事体制(Militarsystem)が拡大するのを容認せねばならないのであった。 すなわち、一九五三年の連邦議会選挙では、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)が「再統一」を犠牲にして、「西側との統合」

意する場合にのみ可能であった」。それ故に、一九五三年連邦議会選挙でSPDが主要な争点として掲げた選挙標語は、「ア ドイツ議会と統一ドイツは、いずれか一方の佛との草亭的問題関係起掘入されるべきではないと主張した。したがってSP ーデナウアーの見せかけだけの欧州〔統合政策〕に対抗する、〔真の〕ドイツ統一〔の建設〕を」訴えたのであった。 わち、SPDによれば、「CDUの理解する再統一は、ソ連を對じ込めるという前提条件に全占領大国(米、英、仏)が同 **Dは、ドイツの「再統一」を危殆に瀕せしめる一九五二年五月二九日のBVG条約の締結には警告を発したのである。すな** これに対してSPDは、東西の軍事プロックを越える条約上の体制(Vertragssystem)を標定し、「自由」に選ばれた全 かかる選挙スローガンに対抗してCDUは、 以下のような『再統一〔政策〕に関する四つの〔公開〕實間状」をSPDに

一、SPDはそもそも、自由のうちにドイツの再統一を行うことが、自由な世界の民主的勢力との協力関係なくしても可 能であると信じているのか。

対し提起して、政策論争を試みたのである。

- 二、ドイツ連邦共和国政府が選択して執った西側との共同作業、例えば欧州石炭鉄鋼共同体やEVG条約によって実現セ
- しめられた、西側との協力関係以外にいかなる他の可能性をSPDは見い出すのか。

三、SPDはそもそも、ドイツ連邦共和国政府の政策決定によって創設された、感銘深い(eindrucksvoll)世界政治上の

するならば、ソ連はかよりな見解を受け容れる余地があると信じているのか。 連邦共和国の立場が存立しない場合にも、独占領四箇国の交渉と再統一〔政策〕が進展せしめられるべきであると要求

四、SPDはドイツはソ連とも自由な西側の強国群とも共同作業を行うべきではないと解釈しているのか。

右の四項目のうち第二項目については本文においてSPDの立場を詳述した(第二節以下注(64)相当箇所まで参照。)。

私見によれば、第一項目と第三項目はSPDの「僖念」ないし「僖条」、「確信」にかかる問題であり、第四項目はSPDの

度が過剰である。やはり当時アメリカ合衆国で吹き荒れたマッカーシズムの影響が西ドイツでも認められたといえよう。 点でCDUがイデオロギー的論争を提起しかけたのは余り賢明だとは言えない。特に「感銘深い」との表現は感情移入の程 イデオロギーの連呼が繰り返され、それが宜伝合戦であるということ以上の利益は何ら認められなくなったであろう。この 「解釈」にかかっているので、CDUの主張は具体性を欠いている虞がある。万一、イデオロギー論争になれば、ひたすら

"Wahlen und Wiedervereinigung: Die Absicherung des Weststaats", Josef Foschepoth(hrsg.), Adenauer und die 米ソ両超(軍事)大国にはさまれた小国(西)ドイツの当時の状況を察することができると思う。 (Dietrich Thränhardt, しなくなった。 この点についても D・トレーンハルト(Dietrich Thränhardt)は指摘している。 以上の点を 勘案すると 他方、一九五五年に西ドイツがNATOに加盟して「西側との統合」が確立すると、ソ連はそれ以来「再統一」を論題と

年) 一二九一一三〇、一四六—一五一頁参照。 社会的市場経済については、拙稿「東ドイツとポーランドにおける野党の否定」『早稲田社会科学研究44号』(一九九二

Deutsche Frage, V&R, 1988, S. 250-270(252-254).)

67 (66) Ebeling/Birkenfeld, a.a.O. (Anm.1−■), S.227-228. エーペリング/ビルケンフェルト著、成瀬治・松俊夫訳『全訳世 界の歴史教科書シリーズ15・西ドイツN』(帝国書院・一九八二年)一八九―一九〇頁。 拙稿、注(13)前掲輪文、九三頁。なお、 CDU/CSU内でも「国家の統一(Reichseinheit)」を犠牲にして西欧との統

合を優先させることに疑問を呈する人々がいた。ノルトライン・ヴェストファーレン州首相(一九四七―五六年在職)兼初

題担当連邦大臣(一九四九―五七年在職)のJ・カイザー (Jakob Kaiser)、郵便・通信連邦大臣(一九五六―五七年在職)、 る、西ベルリン第二副市長(一九四八-五〇年在職)のF・フリーデンスプルク(Ferdinand Friedensburg)、全ドイツ問 代連邦参議院議長(一九四九-五〇年在任)のK・アーノルト(Karl Arnold:CDU)、ヘッセン州副首相兼大蔵相(一九 für die BRD, 2Bde., Schöningh, 1990, S. 6, 10, 14, 18-19, 222, 224, 363, 607, 833, 835-836, 839. Potthoff/Wenzel, Handbuch 四氏、合計七氏である。(Rupp, a.a.O.(Anm.9-II), S.57.邦訳、七六―七七頁。Hrsg. v.Claus A.Fischer, Wahihandbuch 全ドイツ問題担当連邦大臣(一九五七―六二年在職)、 追放・亡命者・戦争被災者担当連邦大臣(一九六四―六五年在職) 同州法相(|九五〇―五二年在職)のJ・ミュラー(Josef Müller:CSU)の三氏、および(西) ベルリン CDU に属す 四六-五〇年在験)のW・ヒルベルト (Werner Hilpert:CDU)、パイエルン州副首相兼法相(一九四七-五〇年在職)、 のE・レマー (Ernst Lemmer)、全ペルリン第二副市長(一九四五―四六年在職)のA・ヘルメス(Andreas Hermes)の politischer Institutionen und Organisationen 1945–1949, Droste, 1983, S. 82.)

- 68 Vorstand der SPD, a.a.O. (Anm. 46), S. 244-245 (Aktionsprogramm der SPD vom 28. 9. 1952: Außenpolitik).
- 69 Rudolph, a.a.O. (Anm. 31), S. 224
- 70 Volkskammer der DDR, 6. Wablperiode, 26.11.1971, S.7 (Walter Ulbricht).
- <del>7</del>1 Vorstand der SPD, a.a.O. (Anm. 46), S. 102 (Kalter Krieg: von S. T.).
- 72 Ebd. (Anm. 46), S. 103 (Kalter Krieg: von S. T.).
- 73 Ebd. (Anm. 72).
- 74 Ebd. (Anm. 72).
- <del>7</del>5 Ebd. (Anm. 72)
- <u>76</u> EVerfGE 5, 85f..
- (日) Hartmut Soell, Fritz Erler-Eine politische Biographie, Bd. 1, J. H. W. Dietz Nachf., 1976, S. 232. Der Spiegel, 23.8 1976, S. 33-41.
- <del>78</del> るこれら二つの原則成立の背景については、拙稿「職会外野党の挫折――一九五八年西ドイツ反核闘争をめぐる与野党の関 Hrsg. v. R. Kunz u.a., Programme der politische Parteien in der Bundesrepublik, C. H. Beck, 1975, S. 80. 核兵器なおぐ

## 係----」『早稲田社会科学研究4号』(一九九二年)を参照。

- 79 Theo Pirker, Die SPD nach Hitler: Die Geschichte der SPD 1945-1964, Olle u. Wolter, 1977, S. 317-318
- (80) 拙稿、注(25)前揭論文、七八一八一頁。
- 81 批稿、注(14-1)前掲論文、八四頁、図1。拙稿、注(25)前掲論文、四八-五三頁、表1および表2。
- 82 Helmut Schmidt, Auf dem Fundament des Godesberger Programms, Neue Gesellschaft, 1974, 2. Aufl., S. 114
- Bd. 2, 1976, S. 813-814. Ernst Benda, Die Notstandsverfassung, 10. Aufl., Günter Olzog Verl., 1968, S. 65-66. Soell, a. a. O. (Anm. 77-I),
- (84) ボン基本法の条文(Dürig, a.a.O. (Anm. 52), S. 35-89. 宮沢俊義編『世界憲法集』第四版(岩波文庫・一九八三年)| 五九二四〇頁。)を参照。
- (85) 清水、注(59)前揭書、五九二頁。
- 86 前揭腧文、九一—一〇三頁参照。 | 抽象的規範争訟がこのような場合に野党の与党に対する政治的抵抗の手段となる可能性については、拙稿、注(4−Ⅱ)
- (%) Benda, a. a. O. (Anm. 83), S. 158-159.
- (%) BVerfGE 30, 1f. (17f.).
- 215. 邦訳、一二頁。 S. 60. A. Grosser, Die BRD. Bilanz einer Entwicklung. Tübingen 1967, S. 12. in: Rupp, a. a. O. (Anm. 9-II), S. 15, Harald Schneider, "Sicherheitspartner: Die Bundeswehr im NATO-Bündnis", Borkenhagen, a.a.O. (Anm. 1-1),
- $\Re$ ) Flechhteim, a. a. 0. (Anm. 6-1), Bd. 3, S. 58-64.
- (91) 注(67)第二文以下も参照。なお、ドイツ陸軍内部には、第二次世界大戦の開戦に反対して陸軍参謀総長の職を辞したL・ 少數反対派(Opposition)が存在した。(拙稿、注(30)前掲論文、一八一—一八六頁。) したがって国防軍内部にもアーデ ウフェンベルク(C. S. v. Stauffenberg)大佐が行った、一九四四年七月二〇日のヒトラー暗殺未遂事件に加わった一群の ベック (Ludwig Beck) を中心として、E・V・ヴィッツレーペン (Erwin v. Witzleben) 陸軍元帥、H・V・トレスコフ (Henning v. Treskow)陸軍小将など、 元ライブツィヒ市長 C・ゲルデラー(Carl Goerdeler)の下、C・S・Vシュタ

明らかにしている。 (Eckart Busch, "Art. 45b", Dennewitz-Wernicke, Bonner Kommentar(BK), 1984, 48. Lieferung きオンプツマンは行りべきではないと、防衛オンプツマンを管轄する連邦議会防衛委員会はこの報告書に対してその立場を Randnummer 139-140.) 評を行っている。しかしながら、このような政治的価値判断は「議会と政府」が行うべきであって、政治的に中立であるべ ブツマン年次報告書の中において、「連邦国防軍を余りに早急に(再)設立することは不利な結果をもたらす」と政治的論 初代防衛監察委員(防衛オンプツマン)であったw・グロールマン(v. Grolman)元陸軍中将は、 ナウアーの単刀直入な再軍備政策に反対しらる、少数反対意見の余地が伝統的に認められていた。このような状況の下で、 一九五九年度防衛オン

して、ホイスは反論して以下のような答弁を行っている。 トが作成したヴュルテンペルク・パーデン州憲法草案二四条に、「戦争は政治の手段ではない」と明記されていたことに対 の席で、憲法学者でもあり、当時ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州の暫定州首相の職責にあったカルロ・シュミッ ーデン州の州憲法制定会議第二読会において、当時ヴュルテンペルク・パーデン州文相であったホイスは言及している。こ 他方、本稿の冒頭で示したT・ホイスの兵役義務擁護論の精神について、一九四六年七月一八日にヴュルテンペル

入らないと、本当に公の席で言ったとしてもそれは許されるのだろうか」と。〔しかし〕私は敢えで言います。クラウゼ ……この草案には「戦争は政治の手段ではない」と記されています。私は自らに問いました。「自分はこの条項が気に

戦争は別の手段で行う政治の延長である、と。

ヴァツ(Clausewitz)は以下の短言をかって飼り出しました。

平和は別の手段で行う戦争の延長である、と。

これに対して機知に富み、皮肉を好むクレメンソー(Clemenocau)は以下のように言い変えました。

しょう。また他国の別の人々、現実主義者たち(Realisten)は「君たち〔ドイッ人〕がそう言ったとしても、大したこと イッ人は戦争が平和の手段でないことを発見した。ようやっと分別がついてこのことを明らかに習得したのだ」と言うで す。もし他国の人々がこの草案〔二四条〕を読んだならば、感情的な人々は声高く「ドイツ人はお利口さんになった。ド 兵役義務を導入し、 軍事行動が 〔良い意味でも悪い意味でも〕 極めて重要性を高めてきた、 この時点で言っているので ところで我々は〔今〕「戦争は政治の手段ではない」と表明しています。我々はこのことを、 極めて多数の諸国民が一般

神(Ethos)には私も皆さんと同じように共感しているのです。 ただ、申し訳ないけれども、 何か歴史的に見て文章のセ ンスがないのではないかと思うのです。 私の見解によれば、 我々がこの憲法において この意味合いで、 世界のこの時期 はない」と言うかもしれません。誤解して欲しくはないので付け加えますが、この草案〔二四条〕が述べている言葉の精

に、戦争は政治の手段ではないということを発見したと表明するよりも、〔もっと〕大切なことは他にもあるのではない

以上のように、ホイスは少数反対意見としての「慎みをもって」自らの疑義を表明したのである。換言すれば、自分の徴 かと思うのです。

兵御論は正しい、絶対正しい理論、すなわち正論に外ならないと高圧的独善主義に基づいて、蟷螂の斧を振りかざしたので

entwürse: Länderversassungen 1946-1953, Peter Lang, 1986, S.5, 22, 356. Ernst R. Huber, Quellen zum Staatsrecht 定された州憲法四七条からは削除されたのであった。(Hrsg. v. Frank R. Pietsch, Verfassungsreden und Verfassungs-が故に、歴史は彼の理論を結果的に受け入れることになったのであろうと思う。なお、同州憲法草案二四条のこの文言は制 はない。このことに注目したい。自論の限界を知り、少数反対意見であるということを自覚して述べたホイスの主張である

der Neuzeit, Dr. M. Matthiesen & Co., 1951, S. 342.)

本稿は一九九〇年度、一九九一年度および一九九二年度早稲田大学特定課題研究助成費の成果の一部である。

158